

マイナンバーカードの申請・交付特設窓口を設置します

本町ではマイナンバーカードの普及促進を図るため、特設窓口を設置します。

現在、国では消費活性化策「マイナポイント第2弾」として、9月末までにマイナンバーカードを申請した場合、健康保険証や公金受取口座を登録することで、好きなキャッシュレス決済サービスの残高などとして利用できるポイントが最高2万円分もらえる取り組みを行っています。

お仕事などで日中来庁するのが難しかった方など、この機会にぜひ、マイナンバーカードの取得をご検討ください。

申請時来庁方式を希望していただくと、カードを郵送で受け取ることができます。

■開設期間

7月9日(土)まで

平日 午後5時30分から午後7時45分

休日 午前8時30分から午後7時45分

※より多くの方に来ていただくため、期日前投票期間と同様にしています。

■開設場所 役場町民課窓口

■特設窓口業務内容

- ・マイナンバーカードの申請（顔写真を無料で撮影し、その場で電子申請することができます。）
- ・マイナンバーカードの交付
- ・マイナポイントの申請、健康保険証の登録、公金受取口座の登録補助
- ・電子証明書の新規発行や更新
- ※戸籍全部事項証明書などの発行や住民異動の届け出はできません。



■お持ちいただくもの

- ・本人確認書類
- ・通知カード（申請時来庁方式の場合）
- ・使用したい写真がある場合はその写真（4.5cm×3.5cm）
- ・その他

マイナンバーの交付手続きの方、申請時来庁方式を希望する方は、カードに設定する暗証番号を考えてきていただくと、手続きが早く終わります。

- ①利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）
- ②署名用電子証明書の暗証番号（英数字（大文字）で6文字以上16文字以下）

申請時来庁方式とは

ご本人がマイナンバーカードを窓口で申請し、郵送で受け取ることができる方法です。詳しくは広報6月号をご覧ください。代理での申請はできません。

問合せ／戸籍年金担当（内線1222・1225）

未使用し尿処理証紙の還付について

6月1日から、し尿処理証紙（以下「証紙」という。）を廃止し、納入通知書による徴収に変更となりました。お手元に残った未使用の証紙は口座振替により返金しますので、未使用証紙をお持ちの場合は、お手数ですが、返金手続きをお願いします。

証紙の廃止に関する詳細は、町ホームページをご覧ください。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

未使用証紙の返金手続き

■受付期間 令和9年5月31日まで

■必要書類など

- ①収入証紙代金還付請求書 1部

※3月に発送した個別通知に同封しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

- ②未使用のし尿処理証紙
- ③印鑑（シャチハタ不可）

■提出方法

収入証紙代金還付請求書に必要事項を記入し、未使用証紙と一緒に提出先へ持参してください。

半分のみの証紙や、汚れ・破れが酷い証紙は返金対象外となりますのでご注意ください。

なお、証紙は金券につき、郵送での提出はできません。

■提出先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所



町ホームページ
検索キーワード

し尿処理証紙の廃止



問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

別海町ごみの減量化大作戦!

その67



(単位: トン)

令和3年度の
分別収集とリサイクルの取り組み成果

平成29年度から18分別をお願いし、リサイクルに取り組んでいるところですが、町民の皆さんの協力の下、ごみの排出量を減らすことができました。引き続き減量にご協力ください。

■家庭の枝、木くず、雑草類の出し方チェック

①家庭の枝、木くず

- ☑ 1回に出す量は「5束以内」としてください。

もえないごみや粗大ごみと同じ車両で収集しているため、1カ所で大量に回収してしまうと、全てのステーションを回れなくなってしまいます。大量の場合は、複数回に分けて出すか、ごみ処理場へ直接搬入（無料）してください。

②雑草や草花

- ☑ 1回に排出する量は「45リットルサイズ5袋以内」としてください。

- ☑ 雑草類以外のものを入れず、土を払って出してください。

植物用ネームプレートは「もえないごみ」です。

■危険ごみの出し方チェック

- ☑ 蛍光灯や電球は、割れないように新聞紙などで包んでください。

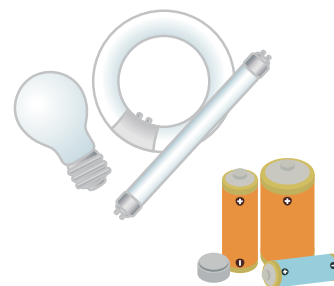
買い替えた箱に入れて出すと便利です。

■小型家電の出し方チェック

- ☑ 家電製品やおもちゃなどは、電池やバッテリーを必ず取り外してから出してください。

電池やバッテリーが製品に付いた状態で運搬すると、発火する恐れがあります。

電池やバッテリーは「危険ごみ」です。



※ () は対前年比

	全体のごみの量	
		うち家庭ごみの量
可燃ごみ	2,652 (-36)	2,207 (-73)
不燃ごみ	708 (-28)	595 (-25)
資源ごみ	1,304 (-40)	1,211 (-31)
合計	4,664 (-104)	4,013 (-129)

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ



8月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までに、お申し込みください。

し尿のくみ取りはあらかじめ計画を立てて実施しているため、災害時などを除き、急な申し込みはすぐに対応できない場合があります。し尿処理の業務に影響が生じますので、必ず期限までの申し込みをお願いします。

なお、手数料徴収方法の変更に伴い、6月以降、最初の申し込みの際には、納入通知書の発送先などを確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

【くみ取り申込先】

役場町民課窓口	TEL75-2111 (内線1212・1213)
西春別支所	TEL77-2131
尾岱沼支所	TEL0153-86-2166
上春別連絡事務所	TEL75-6011
上風連連絡事務所	TEL75-7326

【定期くみ取りの申し込みができます】

2カ月に1回、半年に1回など、定期的なくみ取りを申し込むことができますので、上記のくみ取り申込先にお問い合わせください。